

奈良県がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十三号

奈良県がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則

奈良県がん対策推進協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「会長」の下に「又は部会長」を加え、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

**第六条** 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 協議会は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。）第十八条第二項、第十九条第二項、第二十一条第十項並びに第二十二條第二項本文及び第四項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第六条第三項（同令第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項については、これらを専門に審議する部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

8 前項の部会の委員には、法第十八条第三項に規定する者が含まれるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。